

令和元年6月4日現在

機関番号：32686

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16H03561

研究課題名(和文) 少年法制の総合的研究—少年年齢・若年層設置を中心として

研究課題名(英文) A comparative and comprehensive study on Juvenile Justice : Should we introduce a third tier treatment and custody model for young adults?

研究代表者

廣瀬 健二 (HIROSE, kenji)

立教大学・法務研究科・特任教授

研究者番号：80409549

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,200,000円

研究成果の概要(和文)：少年年齢(少年法適用の上限年齢)及び若年層(若年者に対する少年に準じた手続・処遇の特則)に関し、北欧、欧米諸国における比較法制的な調査・研究、日本の少年院、少年刑務所、成人刑務所の実情調査並びに研究会での討議等を行い、少年年齢18歳の国等が多いが、若年者(24歳程度)の特性(未熟性・可塑性等)に着目し、再犯防止、改善更生を図るためその手続・処遇等に特則(若年層)が設けられて有効に機能していること、日本の少年法の特則は有効に機能していることが確認できた。

そこで、実質的に高いとはいえない日本の少年年齢20歳を引き下げるのであれば、その必要性・有効性から、若年層(24歳程度)の設置を提言する。

研究成果の学術的意義や社会的意義

米欧諸国に加え、少年法制について十分紹介されていない北欧諸国、オーストラリアに関する比較法制研究を行い、少年・若年者(24歳程度)の教育可能性から、少年及び若年成人に手続・処遇の特則が設けられていることを明らかにするとともに、日本の少年院、刑務所等の処遇についての実情調査を行い、少年法の特則が有効に機能していることを確認した。

これらの結果を踏まえて、少年法の年齢上限を18歳に引き下げるとすれば、若年者にも少年に準じた手続・処分の特則を設けることが必要・有効であることを示し、立法的な提言も行ったもので、最近の少年法改正論議にも資する研究となっている。

研究成果の概要(英文)：In regard to current proposals to lower the upper age for juvenile justice and to introduce a third tier of treatment and custody model for young adults instead, this project team conducted comparative research on current practices and issues on Youth Prisons and Youth Custody Institutions in USA, Scandinavian and European countries as well as in Juvenile Training Schools and Youth Prisons in Japan. Having analyzed and discussed research findings, we confirmed that while most countries set the age of majority at 18, those countries provide special treatment and custody model for young adults (for instance, up to 24 years old) at the same time, which works effectively. This third and intermediate model is based on the recognition that their immaturity, vulnerability and changeability.

As such, we conclude that while the current upper age of 20 for juvenile justice in Japan is not relatively so high, it is desirable to introduce the third model, if we should lower the upper age.

研究分野：刑事法学

キーワード：少年法 少年年齢 若年犯罪者の処遇 更生保護施設 社会内処遇 刑事矯正施設 少年矯正施設

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 少年年齢引下げの提言

公職選挙法改正による選挙権年齢 18 歳、民法の成年年齢の 18 歳への引下げ答申（2018 年改正）を契機として、少年法の適用上限（少年年齢）の 20 歳から 18 歳への引下げが提言された（2017 年 3 月から法制審議会で審議中）。

### (2) 引下げ反対論

適用年齢は各法律の立法趣旨などから個別に検討すべきであること、少年法は少年の立ち直りのため有効に機能していること、刑罰の効果には限界があるので少年の資質、環境、性格などの問題点を理解し、教育的援助を行う必要があること、刑事手続によれば起訴猶予、罰金、刑の執行猶予の場合、少年の問題点に対する家裁の調査、改善に向けた働きかけ、保護処分による個々の問題点に即した教育等の機会が失われること、刑務所での処遇には限界があり、再犯の増加が懸念されること、18、19 歳の者の成熟度は未だ低く、発達途上で可塑性が高いので、教育の効果が期待できることなどを理由とするものである。

### (3) 引下げの論拠等

親権から外れ民事上成年とされる者への保護原理による介入は過剰なものとなること、大人として扱う年齢の国法上の規制の統一性、民事・選挙で権利を持つ者の重大犯罪を少年法で減軽することは許されず、厳罰には抑止効果があるとの意見、成人の権利を持つ者の犯罪を少年の処分とすることには国民の寛容が期待できないこと、成人年齢 18 歳の国が多いことなどを論拠とし、少年年齢引下げに伴う刑事政策的な弊害・懸念には、若年者に対する対応策を検討することで解消できるとしている。

### (4) 少年年齢引下げの影響等

年齢引下げが行われると、少年審判・保護処分等を受ける者の約 4 割を占める年長少年が少年法の対象から除外されるなど刑事司法全般への影響が甚大であり、慎重な検討・論議が必要とされる。その具体的な検討としては、少年年齢は何歳が妥当か、それを変更する場合、刑事手続との関係をどうするか、その変更に伴う新たな処分の創設を含む処遇の在り方、若年犯罪者に対する手続・処遇の特則（若年層設置）の妥当性などが重要な検討対象となる。この検討のために諸外国の実情及び少年・若年への特則の趣旨・根拠、少年に対する処遇の実情・有効性、成人犯罪者の処遇の実情をそれぞれ明らかにし、比較検討する必要性がある。

### (5) 問題状況と研究の必要性

ところが、わが国においては、少年と成人で相当異なった制度（刑事裁判・少年審判）・処分（刑罰・保護処分）が設けられ、相互隔絶のような運用がされてきたため、成人・少年の手続・処分それぞれには研究の蓄積があるものの、若年者の特則がないこともあって、前記～のような成人・少年双方に関係する境界の設定、中間的な制度・措置に関しての掘り下げた研究は乏しく、その必要性が高い状況にある。

## 2. 研究の目的

本研究は、上記 1 (4) ~ を検討するために、非行少年及び若年犯罪者に対する諸外国の司法手続並びに処遇特則の現状とそのような特則を設け、支える理念・根拠・背景について、理論的・実務的観点からの調査・研究により明らかにすること、わが国の少年・成人に対する刑事・少年司法制度、処分・処遇の実情を確認すること、これらの研究成果を踏まえ、わが国の少年・若年犯罪者に対してあるべき制度及び運用を提示することを目的とする。

## 3. 研究の方法

(1) 文献・海外・国内の調査を研究分担者が各専門の刑事実体法、刑事手続法、刑事政策の観点から、元裁判官で研究者である研究代表者が実務的な観点も踏まえ、それぞれ研究・調査を行うとともに、研究代表者が研究全体を統括調整しつつ、研究代表者・同分担者間及びそれ以外の研究者らとの討議・検討等、結果報告等を行った。

(2) 文献調査については、本研究課題に関する国内外における議論・研究成果を調査・確認するとともに、海外、国内における現地調査の前提となる準備等を行った。それらを踏まえて、各現地調査においては、調査・質問事項等を作成して事前送付することを励行した。

(3) 海外調査は、下記地区を訪問して行った。

訪問地区は、スウェーデン（ストックホルム、ウプサラ）、デンマーク（コペンハーゲン）、ドイツ（ハンブルク、ベルリン）、フィンランド（ヘルシンキ）、アメリカ（メリーランド州ロックビル）、ベルギー（ブリュッセル）、オランダ（アムステルダム、ハーグ）、オーストラリア（キャンベラ）であり、その訪問先は、各地区の大学、裁判所（刑事・少年・高等・最高裁判所）、少年矯正施設、刑事矯正施設、更生保護施設、地方自治体、司法省等の関係機関であり、各地区において、関係施設の視察、刑事法・刑事政策等の研究者、少年・刑事事件担当の裁判官、検察官、心理・教育等の専門家（少年審判補助者、ソーシャル・ワーカー等）、保護観察官、施設職員、処遇関係者、刑事・少年司法に関する立法・行政の担当者等からの聴き取り調査を行うとともに面談・討議などを行った。

(4) 国内の実情調査については、少年鑑別所（東京、仙台、盛岡、函館）、少年院（多摩少年院、広島少年院、駿府学園、愛光女子学園、貴船原少女苑、関東医療少年院、神奈川医療少年院、宮川医療少年院）、刑務所（函館少年、横浜、府中、千葉）、児童自立支援施設（三重県立国児学園）に赴いて、その参観及び職員から聴取調査及び面談・討議を行った。

また、研究代表者、研究分担者が研究会（北欧刑事法研究会、現行刑事法研究会等）、学会（日本刑法学会等）において報告や研究討議を行った。

#### 4. 研究成果

##### (1) 諸外国における少年犯罪者に対する特則

調査したほとんどの国で少年年齢は原則 18 歳とされているが、その年齢の基準時は犯罪行為時とされている。また、いずれの国においても、少年年齢を超えた後一定の年齢までの若年者（若年成人）に対しては、一般成人よりも教育・保護的な修正を施した手続・処分・処遇などの特則が設けられ、活用されている。

例えば、ドイツにおいては 18 歳から 21 歳までの準成人には、少年と成人の手続・処分を選択的に適用できる制度とされ、スウェーデンでも、18 歳から 21 歳までの若年犯罪者には、刑の減軽があるほか、刑の代替処分、処遇の特則も設けられている。

##### (2) 若年犯罪者に対する特則

調査した諸外国における若年犯罪者に対する手続では、一般的な捜査・裁判等に加え、専門家（医学、心理学、教育学、社会学等）による犯罪原因・再犯危険性、それに対する処分などに関する調査・報告、捜査・裁判の手続への専門家の関与、手続の公開の制限などの特則、処分では、刑の減軽・緩和・特則（少年に準じた教育・保護的な修正）、処遇では、若年者向けの収容施設や社会内処遇の特則などがそれぞれ設けられている。

例えば、ドイツでは、準成人は、少年裁判所の管轄とされ、少年とほぼ同様に専門性のある少年審判補助司の審判前の調査・報告のほか、裁判への関与があり、少年裁判所が少年同様未成熟と判断すれば少年とほぼ同様の処分（少年刑、懲戒処分、教育処分）が科される。実際にも、準成人の約 7 割には少年の手続・処分が選択されている。更に刑の執行も準成人は 24 歳まで少年刑務所で執行できる。これらの特則・その運用は、若年者の未成熟性（成人への移行期・過渡期の者への特別な配慮の必要性）と個別的・柔軟な対応・処遇がその特別予防（再犯防止）への有効性によって説明されており、再犯リスクの低減に役立つとされている。

スウェーデンでは、少年裁判所や少年特別の手続はなく 15 歳以上の者の犯罪は捜査、裁判により刑罰（制裁）が科されるが、成人年齢（18 歳）までは少年として科刑の回避が原則とされて訴追猶予が多用されるほか、刑の代替処分（少年保護措置、少年社会奉仕、閉鎖少年保護等）、刑の大幅減軽（15 歳 = 5 分の 1、16 歳 = 4 分の 1、17 歳 = 3 分の 1 まで）に加え、専門性のある社会事業局のソーシャル・ワーカーが同様の調査・報告をするほか、その捜査・裁判手続（公開の制限）、処分の執行にも関わる。また、成人後 21 歳までの若年者には、裁判手続の公開制限、前同様の調査・報告（拘禁以上の科刑の場合）、刑の上限規制（終身拘禁禁止、加重の制限等）、刑の減軽（18 歳 = 2 分の 1、19 歳 = 3 分の 2、20 歳 = 5 分の 4 まで）、刑の特則・代替処分の特則（少年保護、少年社会奉仕、若年者特別保護）があるほか、少年に準じて社会事業局が相当程度関与し、福祉保護的な特則が活用されている。

このように、成人年齢 18 歳とされる諸国でも若年成人には教育・保護的な特則が設けられて活用されており、実質的な少年年齢はより高いといえること、これらは、若年者の未熟性・教育可能性などに着目し、再犯の防止・社会復帰などの処遇効果を追求しているものであり、拘禁の縮小、社会内処遇の充実による再犯の防止、社会復帰の促進を目指す犯罪者に対する施策全般の流れと共通するものであること、また、年齢や犯罪の軽重に応じて、被害者の処罰感情や公共の安全への配慮などから、手続・処分の区分が設けられていることなどが明らかとなった。

##### (3) わが国における少年・若年犯罪者の処遇

わが国では、少年（20 歳未満）には成人とは異なる特別の手続により刑罰とは異なる保護処分が課される。すなわち、その犯罪事件は少年法により家庭裁判所に全件送致され、専門性ある家庭裁判所調査官の調査を受け、非公開の少年審判で家庭裁判所の裁判官により保護観察、少年院送致等の保護処分が課される。その調査では個々の少年の資質・環境等の問題性を科学的に解明すると共に必要な働きかけ（教育的措置）が行われ、必要に応じ少年鑑別所の精密な資質鑑別、家裁調査官による試験観察なども行われる。保護処分である少年院の処遇内容は、刑罰（懲役・禁錮刑）とは大きく異なる保護・教育的な処遇が専門性のある法務教官により実施されている。その結果、成人の受刑者よりも再犯率も低く実績も評価されている。ところが、成人となると、このような特則は全くなく、運用上 25 歳までは少年刑務所の処遇が可能とされるが、その施設、処遇プログラムは一般の成人受刑者と大きな違いはない。

##### (4) 中間層の必要性・有効性

法的な年齢規制は、公平性の確保などから一定・一律の年齢区分とする必要性があるが、本来、人の心身の発達・成熟は段階的・連続的なものであって、一律の区分・規制では適切に対応しきれない面があり中間的な特則を設ける必要性・有効性が認められる。

##### (5) 改正の提言

制度改革に当たっては、改革の必要性に応えると共に、現行の制度の長所・利点を維持し、改革によるマイナス面をできるだけ減少させるべきであること、制度の比較検討は運用面も含めた実質的な観点から行うべきである。この観点からみると、前記 1.(3)の引下げの論拠のうち、民法や選挙法等で成人とされる者の重大・凶悪な事件は犯罪者としても成人扱いすべきであるという点には、説得力がある。また、親権の離脱で生じる問題点に対応する必要がある一方、上記のように、少年法による科学調査（家裁調査官の調査・調整、少年鑑別所の鑑別等）、家裁による審判・保護処分（保護観察、少年院等）が再犯防止に有効に機能していることは本研究成果

においても確認されているので、そのような機能を実質的に確保すべきである。

そこで、少年年齢を引き下げるとすれば、若年者(18歳~25歳程度)に対しては、少年に準じた手続・処分を可能とする若年層を設けるべきである。また、重罪とそれ以外の犯罪を区分し、前者は一般成人と同様の手続・処分とし、後者は少年法の手続・処分を実質的にできるだけ生かすことができる制度とすべきである。なお、後者の基礎付けについては、保護原理ではなく、諸外国のように、若年者の特性(未熟性・教育可能性等)に即し再犯防止・社会復帰のための処遇の有効性によることができる。また、若年者の処分に罪刑均衡の原則を規定すれば、理論的な整

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(総計40件)すべて査読なし

<海外の実情・比較法的研究 計25件>

廣瀬健二、スウェーデンの少年保護法制—社会事業法を中心に—、立教法務研究、12号、2019、89-132

廣瀬健二、外国少年司法事情 12—北欧(11)スウェーデンの少年保護法制—社会事業法(その4)、家庭の法と裁判、18号、2019、140-147

Tom ELLIS and Akira KYO、Youth Juvenile Justice in England & Wales : Past, Present & Future、龍谷大学矯正・保護研究センター年報、8号、2019、64-92

京明、(翻訳)イギリスの少年司法:過去・現在・未来、龍谷大学矯正・保護研究センター年報、8号、2019、46-63

廣瀬健二、十河隼人、スウェーデンの少年保護法制—若年者保護特別法を中心に—、立教法務研究、11号、2018、45-77

廣瀬健二、外国少年司法事情 6—北欧(5)スウェーデンの刑事手続・処分の若年者に対する特則、家庭の法と裁判、12号、2018、114-120

廣瀬健二、外国少年司法事情 7—北欧(6)スウェーデンの少年保護法制—LVU法(その1)、家庭の法と裁判、13号、2018、96-101

廣瀬健二、外国少年司法事情 8—北欧(7)スウェーデンの少年保護法制—LVU法(その2)、家庭の法と裁判、14号、2018、97-102

廣瀬健二、外国少年司法事情 9—北欧(6)スウェーデンの少年保護法制—社会事業法(その1)、家庭の法と裁判、15号、2018、139-144

廣瀬健二、外国少年司法事情 10—北欧(9)スウェーデンの少年保護法制—社会事業法(その2)、家庭の法と裁判、16号、2018、147-153

廣瀬健二、外国少年司法事情 11—北欧(10)スウェーデンの少年保護法制—社会事業法(その3)、家庭の法と裁判、17号、2018、146-149

津田雅也、メリーランド州における少年事件の自動的移送について(一)、法政研究(静岡大学)、22巻2号、2018、1-16

Shin Matsuzawa、Using Equity Reasons to evaluate Mitigating Circumstances、Waseda Bulletin of Comparative Law、36巻、2018、1-16

松澤伸、スウェーデン刑法学の一素描、早稲田法学、94巻1号、2018、1-24

廣瀬健二、外国少年司法事情 4—北欧(3)スウェーデンの刑事司法制度、家庭の法と裁判、10号、2017、130-136

廣瀬健二、外国少年司法事情 5—北欧(4)スウェーデンの刑罰(制裁)に対する若年者の特則、家庭の法と裁判、11号、2017、131-134

Tom ELLIS and Akira KYO、Reassessing Juvenile Justice in Japan : Net widening or diversion? The Asia-Pacific Journal, Volume 15, Issue 9, Number 2、15巻(オンライン論文 A4・17頁。https://apjjf.org/2017/09/Elis.html)、2017

廣瀬健二、外国少年司法事情 1—序説 少年法制の概観、家庭の法と裁判、6号、2016、151-153

廣瀬健二、外国少年司法事情 2—ヨーロッパ諸国の概観と北欧(1)、家庭の法と裁判、7号、2016、95-99

廣瀬健二、外国少年司法事情 3—北欧(2)スウェーデン、家庭の法と裁判、8号、2016、147-150

②1今福章二、廣瀬健二、小長井賀與、武内謙治、少年・若年者に対する少年法制の比較法的検討—更生保護の視点から、更生保護学研究、8号、2016、78-93

他に、松澤1件、京明1件、成瀬剛2件

<日本の刑事・少年法制に関する研究 計11件>

佐藤隆之、犯罪事実の認定に関する審理及び評議の在り方、刑法雑誌、57巻3号、2019、365-385

佐藤隆之、平成28年刑事訴訟法改正による「合意制度」の導入について、東北ローレビュー5号、2018、50-67

廣瀬健二、少年法の現在地、臨床心理学、17巻6号、2017、747-752

廣瀬健二、少年に対する刑事処分—重大・凶悪事件を中心として、家庭の法と裁判、9号、2017、61-89

廣瀬健二、取調べ手続の違法と自白、別冊ジュリスト、232号、2017、168-169

京明、松尾浩也理論と証拠法—直接主義を中心に、近畿大学法学、65巻2号、2017、90-104

佐藤隆之、接見交通(1)－接見指定の合憲性・要件、別冊ジュリスト、232号、2017、74-77  
柑本美和、公認心理師、年報医事法学、32号、2017、216-222  
他に成瀬幸典2件、京明1件  
<改正に関する研究・提言 計4件>  
廣瀬健二、少年法の特徴と課題－改正論議の前提として、更生保護、69巻7号、2018、6-11  
廣瀬健二、少年法制の展望－成人年齢・他機関連携を中心として、ケース研究、330号、2017、104-133  
廣瀬健二、少年法の基礎－わが国の特徴と年齢の規制、研修、826号、2017、3-18  
津田雅也、わが国における少年の刑事処分の位置付けに関する議論－少年年齢の引き下げの是非をめぐる議論を契機として－、罪と罰、54巻1号、2016、87-99  
〔学会発表〕(計10件)  
松澤 伸、デンマーク刑法の歴史的展開、北欧刑事法研究会、2019年  
京 明、司法面接の効用に関する実証的比較研究～日英比較を通じて、第7回比較刑事訴訟法研究会、2019年  
京 明、イギリスの自由刑、比較法学会第81回総会、2018年  
Tom ELLIS and Akira KYO、Why change? Assessing Youth Justice in Japan in an international content、比較少年法研究会、2018年  
成瀬 剛、アメリカ連邦における捜査・訴追協力型答弁取引、平成30年度刑事専門研究会、2018年  
成瀬 剛、科学的証拠に対する証拠規制のあり方、日本刑法学会第96回大会、2018年  
津田雅也、少年事件における逆送決定基準、現行刑事法研究会(第16回)、2017年  
松澤 伸、スウェーデンの刑罰理論について、法文化学会第19回大会、2016年  
柑本美和、触法少年の処遇、少年法と児童福祉法の関係から、触法少年研究会、2016年  
Tom ELLIS and Akira KYO、Net widening or diversion? Reassessing Youth Justice in Japan、British Society of Criminology Conference、2016年  
〔図書〕(計11件)  
成瀬 剛(酒巻匡ほか編)、有斐閣、井上正仁先生古稀祝賀論文集、2019、915(545-577)  
松澤 伸(高塩博編)、国際書院、刑罰をめぐる法文化、2018、263(237-253)  
廣瀬健二、金剛出版、子どもの法律入門〔第3版〕、2017、200  
田宮裕、廣瀬健二、有斐閣、注釈少年法〔第4版〕、2017、672  
松澤 伸(高橋則夫ほか編)、信山社出版、刑事法学の未来、2017、816(135-154)  
成瀬幸典(高橋則夫ほか編)、信山社出版、刑事法学の未来、2017、816(395-419)  
柑本美和(高橋則夫ほか編)、信山社出版、刑事法学の未来、2017、816(755-775)  
Tom ELLIS and Akira KYO、Oxford University Press(オンライン版)www.Oxford Handbooks.com、Youth Justice in Japan、In Oxford Handbooks on line、New York、2017、44  
廣瀬健二(井田良ほか編)、信山社、新時代の刑事法学下巻、2016、797(319-344)  
他に、廣瀬2件  
〔産業財産権〕  
出願状況(計0件)  
取得状況(計0件)  
〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究分担者

研究分担者氏名：成瀬 幸典  
ローマ字氏名：NARUSE, yukinori  
所属研究機関名：東北大学  
部局名：法学研究科  
職名：教授  
研究者番号(8桁)：20241507  
研究分担者氏名：松澤 伸  
ローマ字氏名：MATSUZAWA, shin  
所属研究機関名：早稲田大学  
部局名：法学学術院  
職名：教授  
研究者番号(8桁)：20350415  
研究分担者氏名：佐藤 隆之  
ローマ字氏名：SATO, takayuki  
所属研究機関名：慶應義塾大学  
部局名：法務研究科(三田)

職名：教授  
研究者番号（8桁）：30242069  
研究分担者氏名：柑本 美和  
ローマ字氏名：KOJIMOTO, miwa  
所属研究機関名：東海大学  
部局名：法学部  
職名：教授  
研究者番号（8桁）：30365689  
研究分担者氏名：津田 雅也  
ローマ字氏名：TSUDA, masaya  
所属研究機関名：静岡大学  
部局名：人文社会科学部  
職名：准教授  
研究者番号（8桁）：80633643  
研究分担者氏名：成瀬 剛  
ローマ字氏名：NARUSE, go  
所属研究機関名：東京大学  
部局名：大学院法学政治学研究科（法学部）  
職名：准教授  
研究者番号（8桁）：90466730  
研究分担者氏名：京 明  
ローマ字氏名：KYO, akira  
所属研究機関名：関西学院大学  
部局名：司法研究科  
職名：教授  
研究者番号（8桁）：90513375

(2)研究協力者 なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。